

表2 65歳以上の公的年金等控除額の改正 (※1) 公的年金等に係る雑所得以外の所得の合計所得金額

公的年金等の収入金額 (B)	控除額 (改正後) 合計所得金額 (※1) が1,000万円以下	控除額 (改正後) 合計所得金額 (※1) が1,000万円超 2,000万円以下	控除額 (改正後) 合計所得金額 (※1) が2,000万円超	控除額 (改正前)
330万円以下	110万円	100万円	90万円	120万円
330万円超 410万円以下	(B) × 25% + 27.5万円	(B) × 25% + 17.5万円	(B) × 25% + 7.5万円	(B) × 25% + 37.5万円
410万円超 770万円以下	(B) × 15% + 68.5万円	(B) × 15% + 58.5万円	(B) × 15% + 48.5万円	(B) × 15% + 78.5万円
770万円超 1,000万円以下	(B) × 5% + 145.5万円	(B) × 5% + 135.5万円	(B) × 5% + 125.5万円	(B) × 5% + 155.5万円
1,000万円超	195.5万円	185.5万円	175.5万円	

表3 65歳未満の公的年金等控除額の改正 (※2) 公的年金等に係る雑所得以外の所得の合計所得金額

公的年金等の収入金額 (C)	控除額 (改正後) 合計所得金額 (※2) が1,000万円以下	控除額 (改正後) 合計所得金額 (※2) が1,000万円超 2,000万円以下	控除額 (改正後) 合計所得金額 (※2) が2,000万円超	控除額 (改正前)
130万円以下	60万円	50万円	40万円	70万円
130万円超 410万円以下	(C) × 25% + 27.5万円	(C) × 25% + 17.5万円	(C) × 25% + 7.5万円	(C) × 25% + 37.5万円
410万円超 770万円以下	(C) × 15% + 68.5万円	(C) × 15% + 58.5万円	(C) × 15% + 48.5万円	(C) × 15% + 78.5万円
770万円超 1,000万円以下	(C) × 5% + 145.5万円	(C) × 5% + 135.5万円	(C) × 5% + 125.5万円	(C) × 5% + 155.5万円
1,000万円超	195.5万円	185.5万円	175.5万円	

表4 基礎控除が適用される要件

合計所得金額	基礎控除額 (改正後)	基礎控除額 (改正前)
2,400万円以下	43万円	33万円
2,400万円超 2,450万円以下	29万円	
2,450万円超 2,500万円以下	15万円	
2,500万円超	0万円	

表5 市県民税 (均等割と所得割) が課税されない要件

対象者	合計所得金額 (改正後)	合計所得金額 (改正前)
同一生計配偶者と扶養親族がいない人	45万円以下	35万円以下
同一生計配偶者か扶養親族がいる人	35万円×(本人と同一生計配偶者、扶養親族の人数) + 31万円 以下	35万円×(本人と同一生計配偶者、扶養親族の人数) + 21万円 以下
障がい者や未成年者、寡婦、ひとり親に該当する人	135万円以下	125万円以下

表6 市県民税 (所得割) が課税されない要件

対象者	総所得金額 (改正後)	総所得金額 (改正前)
同一生計配偶者と扶養親族がいない人	45万円以下	35万円以下
同一生計配偶者か扶養親族がいる人	35万円×(本人と同一生計配偶者、扶養親族の人数) + 42万円 以下	35万円×(本人と同一生計配偶者、扶養親族の人数) + 32万円 以下

表7 配偶者・扶養控除が適用される要件

対象者	合計所得金額 (改正後)	合計所得金額 (改正前)
同一生計配偶者と扶養親族	48万円以下	38万円以下

表8 配偶者特別控除が適用される要件

対象者	合計所得金額 (改正後)	合計所得金額 (改正前)
同一生計配偶者	48万円超 133万円以下	38万円超 123万円以下

表9 勤労学生控除が適用される要件

対象者	合計所得金額 (改正後)	合計所得金額 (改正前)
勤労学生	75万円以下	65万円以下

表10 ひとり親控除が適用される要件

対象者	同一生計の子の総所得金額等 (改正後)	同一生計の子の総所得金額等 (改正前)
ひとり親	48万円以下	38万円以下

令和3年度
市・県民税の
税制改正

多様な働き方と ひとり親家庭に配慮

問い合わせ 市民税課 ☎ 072(740)1132

多様な働き方の後押しやひとり親家庭の支援のため、税制を改正します。改正による手続きは不要ですが、ひとり親の申告が漏れている人は手続きが必要です。改正の詳細や手続き方法など、詳しくは市ホームページ(下の2次元コードからアクセス可)へ。

どのような所得にでも適用される控除が拡大

特定の収入に適用される給与所得控除(表1)と公的年金等控除(表2・3)、基礎控除(表4)の上限額が下げられ、税負担が増加します。

一方、高所得者は給与所得控除(表1)と公的年金等控除(表2・3)、基礎控除(表4)の上限額が下げられ、税負担が増加します。

なお、給与収入が850万円以下の人と公的年金等の収入が1000万円以下の人(フリーランスなどは含まない)



い)は、この改正による税額への影響はありません。

また、非課税基準と各種税制上で適用される控除の要件が変わります(表5・9)。

負担が増えないように新しい控除を設けます

【所得金額調整控除】
子育て中の人や給与と年金の両方をもっている人などの負担が増えないよう、所得金額調整控除を新設します。

▼子育て世帯や障がい者のいる世帯など
給与等の収入が850万円を超え、次の①～③のいずれかに該当する人が対象。①23歳未満の扶養親族がいる②本人が特別障がい者に該当する③特別障がい者である同一生計配偶者か扶養親族がいる。

控除額は、給与等の収入金額(上限1000万円)から850万円を引いた額の10%。▼給与と年金所得の両方をもっている人
控除額は、給与所得(上限10万円)と公的年金等に係る雑所得(上限10万円)の合計から10万円を引いたもの。

【ひとり親控除】
ひとり親家庭に公平な税制

表1 給与所得控除の改正

給与等の収入金額 (A)	控除額 (改正後)	控除額 (改正前)
162万5,000円以下	55万円	65万円
162万5,000円超 180万円以下	(A) × 40% - 10万円	(A) × 40%
180万円超 360万円以下	(A) × 30% + 8万円	(A) × 30% + 18万円
360万円超 660万円以下	(A) × 20% + 44万円	(A) × 20% + 54万円
660万円超 850万円以下	(A) × 10% + 110万円	(A) × 10% + 120万円
850万円超 1,000万円以下	195万円	
1,000万円超		220万円

【給与所得算出時の注意点】 給与等の収入金額 (A) が660万円以下の場合、(A) から控除額を引いた額が給与所得とならない場合があります。詳しくは市ホームページ(右上の2次元コードからアクセス可)へ。

【家内労働者等の必要経費について】 家内労働者等の事業所得や業務所得で、必要経費として扱う金額が55万円未満(改正前は65万円未満)の時は、必要経費を55万円(改正前は65万円)とみなします。なお、家内労働者等とは、内職をしている人や外交員、集金人、電力量計の検針人などのことです。

を実現するため、ひとり親控除(表10)を新設します。

生計を一にする子(総所得金額等が48万円以下)を有する単身者(合計所得金額が500万円以下)に対して30万円を控除。所得制限はありませんが、婚姻歴や性別に関わらず適用されます。

ただし、住民票の続柄に「夫

(未婚)「妻(未婚)またはそれに類するものの記載がある人は対象外です。

また、ひとり親控除に該当しない寡婦は、引き続き寡婦控除として控除額26万円を適用。子ども以外の扶養親族を持つ寡婦についても、所得制限(合計所得金額が500万円以下)を設けます。